

令和5年6月22日

久留米市内において新型コロナウイルス感染症に関する
自費検査を提供する事業者各位

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が
講ずるべき措置に関する協力要請

久留米市

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき「新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講ずるべき措置」を下記のとおり定め、当該措置の実施に対する協力を求めます。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関して、社会経済活動の中で本人等の希望により自己負担で実施する検査（以下「自費検査」という。）を提供する者（以下「自費検査提供者」という。）であって、医療機関でない者においては、陽性となった受検者に対して、以下の対応を行うこと。
 - (1) あらかじめ、提携医療機関（自費検査提供者自身又は自費検査提供者から委託された機関が行う検査の結果を用いて陽性に係る診断を行うことを前提として、自費検査提供者と提携契約等を結んでいる医療機関）を定め、検査結果が陽性となった受検者に対しては提携医療機関等への受診を勧奨すること。
 - (2) 陽性となった受検者が医療機関を受診する場合、円滑に医師の診断を受けられるよう、検査結果等を記載した書面（電子的なものを含む。以下、「検査結果通知書」という。）を受検者に交付すること。また、医療機関を受診する場合、検査結果通知書を医師に提示するよう受検者に促すこと。
なお、検査結果通知書には、以下の事項を記載すること。
氏名、検体採取日、検査結果、検査方法（PCR検査、抗原定量検査等）、検体（唾液、鼻腔ぬぐい液等）、検査試薬、検体検査（分析）を行った検査所（衛生検査所等）の名称
- 2 上記1(2)のとおり、陽性となった受検者が医療機関において検査結果通知書を提示し、それを基に医師が診断を行う場合、当該検査を行う機関は「診療の用に供する検体検査」を行うこととなることから、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「臨検法」という。）第20条の3第1項に規定する衛生検査所の登録を受ける必要があること。
- 3 自費検査の質を担保するため、検査を行う機関においては精度管理を適切に行うこと。医療機関においては、医療法（昭和23年法律第205号）に基づ

く精度管理に関する措置を講ずること。衛生検査所においては、臨検法に基づく精度管理に関する措置を講ずること。その際、精度管理マニュアルなどを参考とすること。

- 4 検体プール検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）検体プール検査法の指針」（「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添2）を参考にしつつ、適切に行うこと。
- 5 自費検査の提供に当たり検体採取を行う場合には、感染防止のための必要なスペースの確保、室内の十分な換気、物品の消毒、清掃等の衛生管理措置を講じた上で、受検者にマスク着用等の標準予防策を遵守させること。
- 6 医療法、臨検法その他の関係法令を遵守すること。